

319その他の圧力容器を起因物とする死傷災害事例(最大99事例まで) (2020年)

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2020	2	9 ～ 10	ゴルフ場2階のレストラン裏のパントリーで、ドリンク用の強炭酸水を作るため専用の耐圧ペットボトルに炭酸ガスを注入していたところ、持っていた容器が破裂し、その破片で右手掌に切傷を負った。	44	15	140301	30 ～ 49
2	2020	2	18 ～ 19	事業所工場内で工具等の片付け作業中、溶接用ガスボンベを移動していたところ、ボンベが倒れ、ボンベと床の間に左環指を挟んで、骨折した。	33	7	30203	100 ～ 299
3	2020	2	9 ～ 10	プロパンガスの充填作業中、充填完了容器を移動させる際、コンベア部を越えようと跨いだところ、足がコンベアの容器ガードに引っ掛かって転倒し、容器の胴体部で顔面を打撲した。	68	2	80204	10 ～ 29
4	2020	3	19 ～ 20	施設内で、シールを切る作業中、隣の部署にある空気圧縮機のコンプレッサーから大きな音が発生した際、左耳に音響外傷を負った。	39	12	170101	100 ～ 299
5	2020	6	8 ～ 9	惣菜作業室で、コンベクション中の温めたタレを取り出した際、素手を入れてしまい、蒸気に当たり、右手に熱傷を負った。	39	11	80209	50 ～ 99
6	2020	7	16 ～ 17	資材等の整理作業中、ガスボンベを担ぎ上げて移動していた際、汗で滑ってボンベが左足に落下し、第5趾を骨折した。	23	4	30209	10 ～ 29
			10	ガス容器（20kg）を配送中、バランスを崩して右足の上に容器を				50

7	2020	7	～ 11	落とし、安全靴を履いていたものの骨挫傷を負った。	40	4	11609	～ 99
8	2020	8	～ 9	診療前の清掃を行うため、ロッカールームと診察室の間の扉付近の壁に沿っておいてあった掃除道具の中からモップを取ろうとしたところ、何かに引っ掛かったため強く引っ張った。その際、横に置いてあった酸素ボンベ3本のうち1本が右足の上に倒れ、右足親指を骨折した。	51	5	130102	1～ 9
9	2020	8	～ 17 18	発電所の建屋内で作業用足場の仮設準備中に、循環水管の上に立って足場材を手渡ししようとしたとき、足を滑らせて落下し、顎を打った。その反動で循環水管に後頭部を打ちつけ、頸髄を損傷した。	21	1	30302	1～ 9
10	2020	10	～ 11	建物内で、液化炭酸ガスを装置に連結してバルブを開いた際、装置内の加圧が強すぎてホースが破裂し、大きな音だったため両耳が難聴になった。	40	15	80209	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害事例\(最大99事例まで\)](#) (2020年) に戻る。